

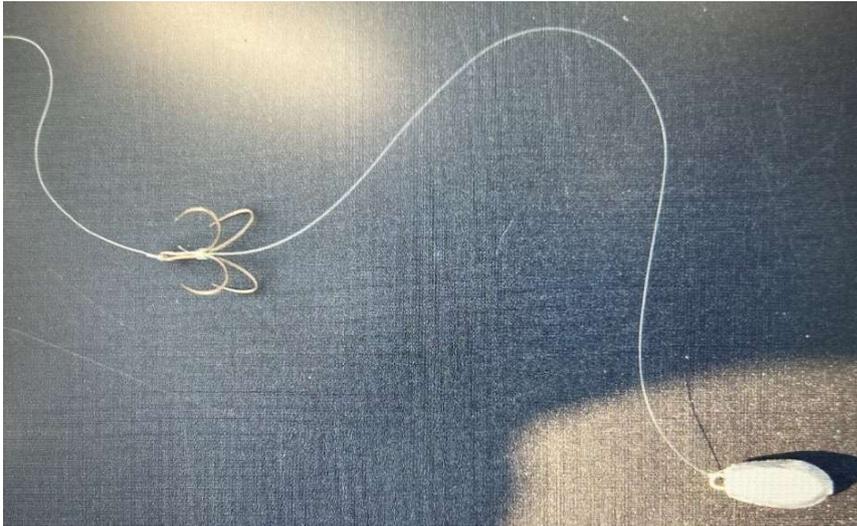
# 引っ掛け釣りについて

遊漁者が使用できる漁具・漁法は、愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）第44条に規定されており、遊漁者の「引っ掛け釣り」は禁止されています。

## 「引っ掛け釣り」に使用される漁具の例

このような漁具は使用できません。

（このような漁具に限らず、単に「引っ掛けて」採捕することを目的とする漁具は使用できません。）



（写真は新居浜海上保安署提供）

**Q** いつから「引っ掛け釣り」が禁止になったのですか。

A 従来、遊漁者の方は使用できない漁具・漁法として定められています。

**Q** ジグやエギを使用する釣りは「引っ掛け釣り」になるのでしょうか。

A 疑似餌により目的とする魚種を誘引して、針に掛かせて採捕する行為は遊漁者に認められた竿釣り及び手釣りであり、「引っ掛け釣り」に該当しません。  
ただし、ジグやエギであっても、単に「引っ掛ける」目的で使用する場合や、引っ掛かることを知りながら、同じ行為を繰り返す場合は「引っ掛け釣り」に該当します。

**Q** 「引っ掛け釣り」に該当する釣り方には何があるのでしょうか。

A 「引っ掛け釣り」とは、目的とする魚種を漁具に引っ掛けて採捕する行為のことです。漁具を単に「引っ掛ける」目的で使用して採捕しようとする行為は全て「引っ掛け釣り」に該当します。

- Q 船からではなく、岸壁や防波堤等の陸地からであればできますか。
- A 「引っ掛け釣り」は、遊漁者に認められた漁法ではないため、船に限らず、陸地やいかだ等のいずれの場所であっても行うことはできません。